

平成 16 年 3 月 30 日
日本米穀小売商業組合連合会

商標登録デザイン使用に係る要綱

（目的）

第 1 条 日本米穀小売商業組合連合会（以下「日米連」という。）は、日米連が商標登録するデザイン（①「全国統一看板お米デザイン」、②「ごはんを食べる少年デザイン。以下、「商標登録デザイン」という。）を使用させるにあたって、この使用の適正かつ円滑な運営を図るため本要綱を定める。

（使用者の資格）

第 2 条 商標登録デザインは、次の条件のいずれかを満たす者に使用させるものとする。

- （1） 原則として、本会会員傘下組合員であって、当該会員が使用を承認した者であること
- （2） 日米連理事長が特に必要と認めた者であること

（使用条件）

第 3 条 商標登録デザインの使用は、使用者の権限及び責任において製作し、原則として使用者本人が使用する次の資材等に限るものとする。

なお、商標登録デザインを使用した資材等の一般販売は、認めない。

- ① 店舗
- ② 車両
- ③ 米袋等の包装資材
- ④ チラシ、ポスター等の印刷物
- ⑤ その他

（使用手続）

第 4 条 商標登録デザインの使用を希望する者は、あらかじめ日米連に対し様式「商標登録デザイン使用申請書兼誓約書」（以下「申請誓約書」という。）を提出し、日米連の承認を受けるものとする。

また、申請誓約書内容に変更があった場合はその都度内容を速やかに報告することとする。

(使用料)

第5条 商標登録デザインの使用料は、無料とする。

(使用差し止め)

第6条 日米連は、次の場合商標登録デザインの使用を中止することができるものとする。なお、この場合、原状復帰や印刷物修正などの使用中止に要する費用は、一切使用者の負担とする。

- (1) 使用者が食糧法及び JAS 法等に違反し、氏名の公表がされた場合
- (2) 第4条の使用申請において虚偽の申告をした場合
- (3) 商標デザインの信用やイメージを著しく損ねた場合
- (4) その他、日米連が信用保持の観点から使用差し止めが適当と判断した場合

(報告)

第7条 日米連は、商標登録デザインの使用状況等について、必要に応じ使用者から報告させることができる。

(その他)

第8条 本要綱に定めのない事項については、日米連正副理事長会議で定めることができることとする。

(様式)

商標登録デザイン使用申請書兼誓約書

平成 年 月 日

日本米穀小売商業組合連合会
理事長 長谷部 喜通 殿

(使用者)

住所

氏名

印

貴連合会が商標登録を有するデザインの使用を申請致しますので、ご承認願います。なお、使用にあたっては下記の事項を誓約致します。

記

- 1) 商標登録デザインの使用に際しては、商標登録デザイン使用に係る要綱を遵守します。
- 2) 同要綱第6条に基づき貴連合会から商標登録デザインの使用差し止めの通知を受けた場合、異議なくこれに従います。また、使用中止に係る経費については、すべて自己負担とします。
- 3) 商標権者の名誉及び信用を害するようなこと並びに損害を及ぼすことはいたしません。
- 4) 商標デザインの使用資材等を下欄の通り報告することとし、変更があった場合はその都度内容を速やかに報告します。

使用するデザイン	①全国統一看板おこめデザイン ()
	②ごはんを食べる少年デザイン ()
使用する資材	①店舗・什器・車両等 () ②米袋 () ③チラシ・ポスター等印刷物 () ④その他 ()
具体案	使用する状況を具体的に記入するか。又は案を添付して下さい。

※記入できない場合は、別紙に記載下さい。